

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務規程(昭和46年条例第51号)第69条	市場施設の用途変更、転貸等の承認	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

用途変更にあつては当該用途変更が指定又は許可された市場施設の使用条件では使用者の業務に著しく支障があると認められる場合における必要最小限のものであるとき、転貸等にあつては当該転貸等が市場内業者を相手方としたもので災害その他の理由により使用不能である施設の代替設置等当該相手方の業務の運営上必要があると認められる場合における必要最小限のものであるときは承認する。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。